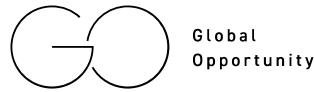


ファンド通信

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ／為替ヘッジなし)

愛称：未来の世界

追加型投信／内外／株式



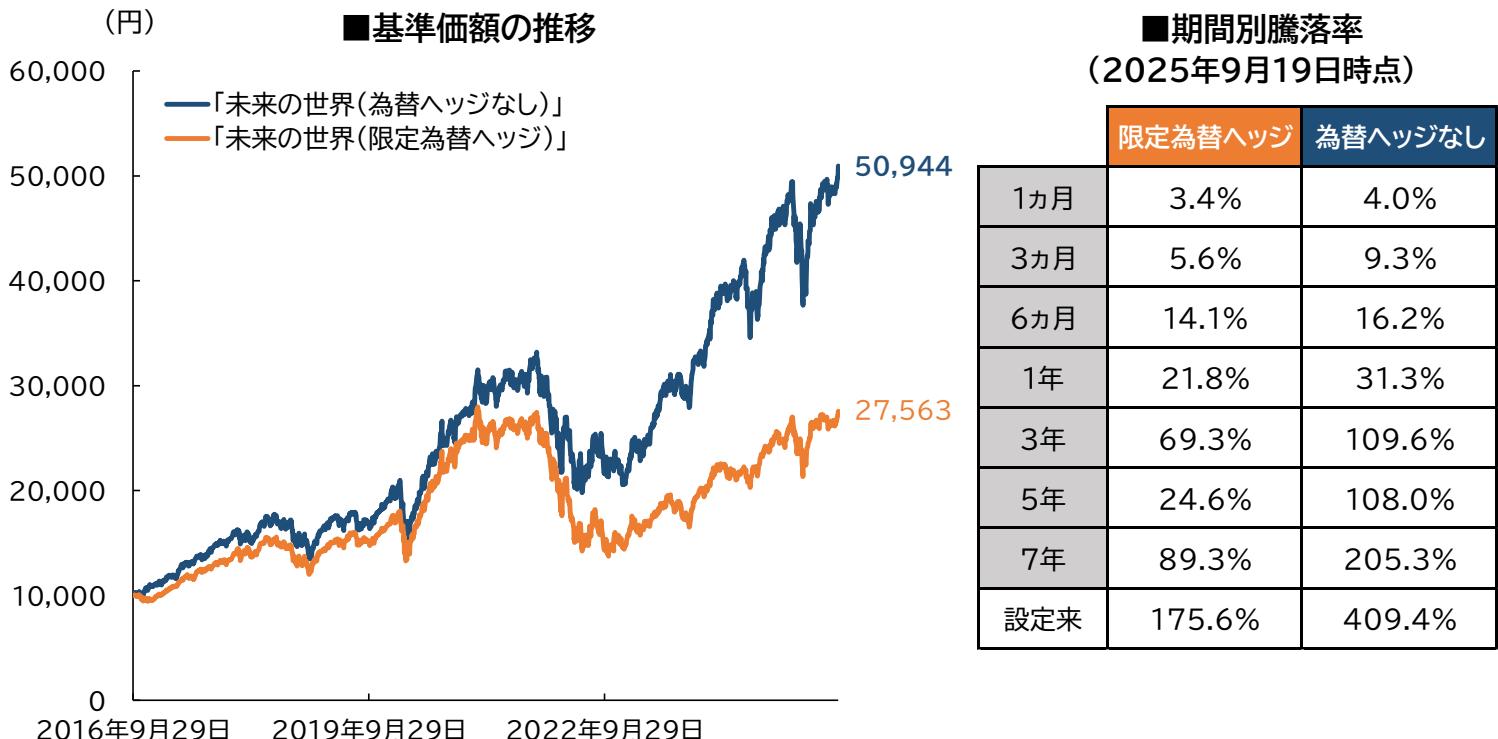
「未来の世界(為替ヘッジなし)」の基準価額が5万円を突破しました。

平素より「未来の世界」をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

2016年9月に運用を開始し、多くの方にご愛顧いただいております「未来の世界(為替ヘッジなし)」の基準価額が5万円を突破し、2025年9月19日時点で50,944円となりました。

「未来の世界」は、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行う投資信託です。運用期間中、短期的に下落する局面もありましたが、中長期でみると堅調な運用実績となっています。

投資家のみなさまの資産形成にお役立ていただけるよう、引き続き運用パフォーマンスの向上に努めてまいります。今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



※上記は過去の情報および運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

P9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等:アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの特色（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

1 主として世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。) (*1)に実質的に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

(*1) DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、わが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)に実質的に投資を行います。なお、マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業(「ハイクオリティ成長企業」といいます。)の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。

- ポトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。
- マザーファンドの運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク^(*2)に株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。なお、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド^(*3)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー^(*4)に再委託します。

(*2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのニューヨーク拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

(*3) モルガン・スタンレーの香港法人であり、証券業務、投資銀行業務、ウェルス・マネジメント業務、資産運用業務等を営んでいます。

(*4) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのシンガポール拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

3 「限定為替ヘッジ」と「為替ヘッジなし」から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。なお、「限定為替ヘッジ」と「為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。

- 限定為替ヘッジ
実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。なお、一部の新興国通貨については米ドル売り／円買いの為替取引を行うことにより、為替変動リスクの一部低減をめざします。したがって、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- 為替ヘッジなし
実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチング時には、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの投資リスク

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

株価変動リスク	ファンドは、実質的に株式に投資しますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
業種および個別銘柄選択リスク	ファンドは、実質的に業種および個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でもファンドの基準価額は下がる場合があります。
為替リスク	<p>【限定為替ヘッジ】ファンドは、実質組入外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかりることをご留意ください。なお、実質組入通貨の直接ヘッジのほか、一部の新興国通貨については米ドルを用いた代替ヘッジを行います。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、米ドルと一部の新興国通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。また、為替ヘッジには円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかりることをご留意ください。</p> <p>【為替ヘッジなし】ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。</p>
カントリーリスク	ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。
信用リスク	ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
流動性リスク	ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2046年9月6日まで(2016年9月30日設定)
繰上償還	各ファンドにおいて受益権口数が30億口を下回ることとなった場合等には、償還することができます。
決算日	毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	各ファンドの毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	<p>各ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 「限定為替ヘッジ」は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象、「為替ヘッジなし」は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。</p>
スイッチング	販売会社が定める単位にて、2つのファンド間で乗り換え(スイッチング)が可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

※ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

お客さまにご負担いただく手数料について(詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

ご購入時	購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。												
	スイッチング手数料	スイッチング時の購入価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※スイッチングの際には、換金時と同様の費用、税金がかかります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。												
ご換金時	換金時手数料	ありません。												
	信託財産留保額	ありません。												
保有期間中 (信託財産から 間接的にご負担 いただきます。)	運用管理費用 (信託報酬)	<p>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%(税抜1.50%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.925%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.530%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.045%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.575%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに対する報酬が含まれます。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.925%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.530%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.045%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳(税抜)	主な役務												
委託会社	年率0.925%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価												
販売会社	年率0.530%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理等の対価												
受託会社	年率0.045%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価												
	その他の 費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。												

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

販売会社①

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

2025年9月22日時点

限 定 為 替 ヘ ッ ジ な し	商号	登録番号等	日本 證 券 業 協 會	会 本 一 般 投 資 顧 問 業 人 協 日	融 一 先 物 社 取 法 業 人 協 金	引 二 一 業 種 般 物 社 取 法 業 人 協 第
● ●	株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
● ●	株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
● ●	PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
●	ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
●	株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
●	株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○			
●	株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	○			
● ●	株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○	
● ●	株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号	○			
● ●	株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○	
●	株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○	
●	株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○	
● ●	株式会社八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○	
●	株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
●	株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○	
●	株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○	
● ●	株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○	
●	株式会社滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
● ●	株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○			
●	株式会社但馬銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号	○			
● ●	株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号	○		○	
●	株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○	
● ●	株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○		○	
● ●	株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○	
● ●	株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
※1	株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○			
● ●	株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○			
● ●	株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
● ●	株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
● ●	三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
● ●	みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
● ●	株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
●	株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
●	株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○			
● ●	株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	○		○	
●	株式会社神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第55号	○			
●	株式会社長野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第63号	○			
●	株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第7号	○			
●	株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○			
● ●	株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○			
● ●	株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○		○	
● ●	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	○			
● ●	株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○			
● ●	株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第10号	○			
● ●	第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○			
● ●	第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号	○	○		

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※○印は協会への加入を意味します。

(原則、金融機関コード順)

販売会社②

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

2025年9月22日時点

限 定 為 替 ヘ ッ ジ な し	商号	登録番号等	日本 証券業 協会	資 本 顧 問 業 團 協 法 人 日 本 投	物 一 取 般 引 社 業 團 協 法 人 金 融 先	金 融 一 般 商 社 品 團 取 法 引 人 業 第 二 會 種
● ●	アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
● ●	三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	
● ●	四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○			
● ●	PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○
● ●	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
● ●	OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○			
● ●	岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
● ●	岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第5号	○	○		
● ●	香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号	○			
● ●	Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	○	○		
● ●	あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
● ●	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
● ●	岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
● ●	大和コネクト証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3186号	○			
● ●	静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○			
● ●	みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
● ●	十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○			
● ●	株式会社スマートプラス	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3031号	○	○		○
● ●	大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
● ●	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
● ●	東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
● ●	moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
● ●	南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○			
● ●	西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
● ●	マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
● ●	野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
● ●	百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
● ●	ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○			
● ●	ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○			
● ●	FFG証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
● ●	松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
● ●	水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○		
● ●	三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	○			
● ●	ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			
● ●	PayPay証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2883号	○			
※1	株式会社三十三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○			
※1	北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○			

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※○印は協会への加入を意味します。

(原則、金融機関コード順)

販売会社③

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

2025年9月22日時点

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

限 定 為 替 ヘ ッ ジ な し	商号	登録番号等	日本 證 券 業 協 會	資 一 般 問 社 業 團 協 法 人	物 一 般 引 社 業 團 協 法 人	金 融 先	金 融 一 般 商 品 社 團 取 法 引 人 業 第 二 會 種
●	大地みらい信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第26号					
●	青い森信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第47号					
●	郡山信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第31号					
●	白河信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第36号					
●	高崎信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第237号					
●	桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第234号					
●	北群馬信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第233号					
●	しののめ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第232号					
●	足利小山信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第217号					
●	鹿沼相互信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第221号					
●	佐野信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第223号					
●	結城信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第228号					
●	埼玉県信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第202号	○				
●	青木信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第199号					
●	飯能信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第203号					
●	千葉信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第208号					
●	横浜信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第198号	○				
●	川崎信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第190号	○				
●	さがみ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第191号					
●	朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号	○				
●	さわやか信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第173号	○				
●	芝信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第158号					
●	西武信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第162号	○				
●	三条信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第244号					
●	甲府信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第215号					
●	アルプス中央信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第251号					
●	富山信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第27号					
●	金沢信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第15号	○				
●	のと共栄信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第30号					
●	はくさん信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第35号					
●	福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号					
●	静清信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第43号					
●	浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号					
●	三島信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第68号					
●	岐阜信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号	○				
●	大垣西濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第29号					
●	関信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第45号					
●	瀬戸信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第46号	○				
●	豊田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第55号	○				
●	碧海信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第66号	○				
●	西尾信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第58号	○				
●	蒲郡信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第32号					
●	北伊勢上野信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第34号					
●	桑名三重信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第37号					
●	滋賀中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第79号					
●	長浜信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号					

※その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※○印は協会への加入を意味します。

(原則、金融機関コード順)

販売会社④

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

2025年9月22日時点

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

限 定 為 替 ヘ ッ ジ な し	商号	登録番号等	日本 證 券 業 協 會	資 本 一 般 問 業 團 業 協 法 人	物 一 般 引 社 業 團 業 協 法 人	金 融 一 般 商 社 品 團 取 法 引 人 業 第 二 會 種
●	湖東信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号				
●	京都中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第53号	○			
●	京都北都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第54号				
●	大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第45号				
●	奈良信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第71号	○			
●	大和信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第88号	○			
●	神戸信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第56号				
●	姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号	○			
●	兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号	○			
●	尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第39号	○			
●	米子信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第50号				
●	水島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第48号				
●	玉島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第30号				
●	広島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第44号	○			
●	吳信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第25号				
●	高松信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第20号				
●	福岡ひびき信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第24号	○			
●	牟田柳川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第20号				
●	大川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第19号				
●	遠賀信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第21号				
●	伊万里信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第18号				
※2	北おおさか信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第58号				
●	北海道労働金庫	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第38号				
●	東北労働金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第68号				
●	中央労働金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第259号				
●	新潟県労働金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第267号				
●	長野県労働金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第268号				
●	静岡県労働金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第72号				
●	北陸労働金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第36号				
●	東海労働金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第70号				
●	近畿労働金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第90号				
●	中国労働金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第53号				
●	四国労働金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第26号				
●	九州労働金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第39号				
●	沖縄県労働金庫	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第8号				
●	株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
●	株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
※1	株式会社北洋銀行(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
●	株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
●	株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 2025年12月1日より開始

※その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※○印は協会への加入を意味します。

(原則、金融機関コード順)

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 各ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

委託会社およびファンドの関係法人

<委託会社> アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社> みずほ信託銀行株式会社

<販売会社> 販売会社一覧をご覧ください

<投資顧問会社> モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター **0120-104-694**
 受付時間:営業日の午前9時~午後5時
 ホームページURL
 <https://www.am-one.co.jp/>